

# 平成30年度大津市立石山小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に、「明朗」「健康」「自主自立」を掲げ、「石山小の6つのやくそく」①あいさつをしよう、②人の話をしっかりときこう、③たたいたりけつたりしない、④きまりを守ろう、⑤人の喜ぶことをしよう、⑥時間を守ろうを子どもたちに浸透するよう取り組んでいるところです。

しかし、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっています。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成25年4月1日施行。以下「条例」という。）第2条に規定する「基本理念」に則り、「子どもが安心して生活し、学ぶことができる」環境を整えるために、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

誰もが、いじめは児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであるとともに、責務でもあります。そのことを踏まえたいじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、いじめを受けた児童については、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。そして、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

## ① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

また、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。加えて、児童の自主的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての児童が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

については、上記のことに関して、以下のような取組を重点的に進めます。

### (1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童会から「6つの約束」を明記した石山カードを発行。</li><li>規律のある楽しい学校生活に向けて意識を高めていけるよう支援します。</li><li>・高学年の委員会活動では、子ども自らがいじめ防止についてできることを考え取り組める活動の場を作ります。</li><li>それら取組は全校発信していくよう支援していきます。</li></ul>
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>・全校的な取組として「ふわふわ言葉」を集め、温かな言語環境作りをめざします。毎学期末に全校集会で校長が表彰する場を持つことで、意識を高めます。</li><li>・相手にうまく伝えられずトラブルが生じる現状を改善するべく「言葉を大切にして話し合える子を育てる」と目標とした校内研究を推進していきます。</li></ul>

(2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育では、子どもたちが「いじめはいけないこと」と感じ、その思いに沿った行動ができるよう指導していきます。</li> <li>・学年で教材研究を進め、いじめ防止に向けた道徳教育を推進していきます。</li> <li>・毎朝、読書タイムを設定。静かに本に親しむ時間を持ち、感性を磨き、想像力を豊かにする読書環境を作っていきます。低学年では、担任による読み聞かせを続けることで、発達に即した読書タイムを実現します。</li> </ul>
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級児童の交流にあたり、学年全体で交流についての事前学習の場を設け、特別支援についての理解を深めます。</li> <li>・外部講師を呼んでのバリアフリー教育を体験的に推進していく機会を持ち、人権を尊重する態度や実践力を養います。</li> <li>・全校での縦割り班活動、縦割り班遊びを行います。異学年交流を進めることで、自他の大切さに気づけるような友達関係つくり、環境作りに努めます。</li> </ul>
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止に関わっての道徳教育、人権教育を推進し、規範意識や思いやりの心の育成に努めます。</li> <li>・学級活動等での話し合い活動を充実させ、支持的な学級作りに努めます。</li> <li>・校内外の相談窓口を紹介したり、いじめについて学んだりし、いじめにあったときはどのような行動をとればよいか、具体的な対処の方法を教える機会を持ちます。</li> </ul>
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大津市専門相談員による出前授業を実施し、参加型授業を受けます。いじめは重大な人権侵害にあたり決して許されないとだと、体験的主体的に学ぶよう支援していきます。</li> <li>・授業を機に、市の相談員と相談することが可能になるよう、学校生活でのコミュニケーション環境を整えていきます。</li> </ul>
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体的、体験的な活動を取り入れた学習スタイルをめざし、子どもたちが具体的に考え、行動する教育をめざします。</li> <li>・一人ひとりの考えを伝え合い認め合う学習活動の場を保障し、コミュニケーション能力を高めます。</li> </ul>

f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NHK いじめ防止キャンペーンに参加し児童一人ひとりがいじめ防止に向けて、行動宣言を書きます。</li> <li>・行動宣言を全校一斉掲示することで、全校的に意識を高めると共に、参観日に掲示することで、保護者理解や協力体制を高めていきます。</li> </ul>
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年数回、全校一斉に縦割り班活動を実施し、高学年が企画した縦割り班遊びを行います。年間を通して同じメンバーで活動することで親近感を持ち、高学年児童は責任感や達成感、思いやりの気持ちが高められるよう支援していきます。</li> <li>・校種間を越えて保幼小中の大きな行事に関係学年は参加していきます。参加交流により成長の見通しや成長の喜びを感じさせると共に、コミュニケーションをとることでお互いを思いやる心を育みます。</li> </ul>
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報ツールに係るアンケート調査を実施し、現状把握すると共に、専門家の分析を受けます。</li> <li>・道徳教育や学活において、情報モラル情報トラブル、情報の使い方、判断力、心構えについて具体的に学べる場を作っています。</li> </ul>

### (3) 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的な取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかる教員体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策を組織的に推進できるよう、年3回いじめ防止に向けて児童理解のための校内研修を実施します。また基本方針に沿って教育活動が進められているか定期的に振り返り、対応を見直し、修正を図ることで、教員の組織対応力を培います。</li> <li>・いじめ対策委員会を組織し、職員は情報共有を図ると共に、児童理解を深めます。</li> </ul>
b	学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員等の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度初めにホームページにて公開された基本方針は全職員が熟知し、相談することの大切さについて十分理解できるよう研修を行います。</li> <li>・いじめ防止に向けての方針や職員体制、いじめに関する情報集約の方法については、全職員が組織理解として動けるように、年度当初に共通理解する場を持ちます。</li> </ul>

c	<p>いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週1回のいじめ対策委員会や臨時の対策会においては、全職員が組織を意識して動き、情報の集約や効果的な手立てが立てられるよう体制を整えます。</li> <li>・いじめ事案については、解決後も継続的に見守ができるよう、具体的な手立てを提案、実施していきます。対応について振り返ることで、教員間の協働性を高め、組織強化を図ります。</li> </ul>
---	---

#### (4) 学校独自の取組

取 組 目 標
<p>「石山の6つのやくそく」を各教室掲示し、学校生活における規律を共通理解できる環境を作ります。児童発案のいじめ防止キャラクターを活かすことで、学校生活の規律を全児童にわかりやすく理解させ、全教師がぶれない指導、約束事が見える教育環境を整えられるよう、支援していきます。</p>

#### ② いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりせず、積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

特に本年度からは、例年取り組んでいる「生活アンケート」や、大津市で取り組みが進められている学級経営支援ツール「クラスマネジメントシート」によるアンケートを実施します。学級の人間関係や友達関係の傾向を把握し、人間関係上の問題があれば早期に、また丁寧に対応していく体制を整えます。

地域、家庭においても、児童の悩みや相談をより多くの大人が受け止められるよう、学校と連携した組織、また協働できる体制を構築するように努めていきます。

については、上記のことに関して、以下の通りの取組を進めます。

(1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年3回学期毎に全児童を対象としたアンケート調査を行い、現状把握すると共に、いじめの早期発見に繋げていきます。</li> <li>・調査結果については教育相談においても活用し、効果ある対策がとれるよう、検証していきます。</li> </ul>
b	いじめ対策担当教員を中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各担任・関係職員からの情報を迅速に受ける体制を整え、整理した情報を提供・共有できるよう集約していきます。</li> <li>・管理職を含めたいじめ対策委員会では情報の集約の上、指導等の方針を検討。組織対応に活かします。</li> <li>・担当は巡回等において校内の現状を日常的に把握し、問題発生時は早期発見できるように努めています。</li> </ul>
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員は朝の交通見守り、靴箱点検、校内見守りにおいて児童の表情等をよく見ることから、問題の早期発見、早期対応に努めます。</li> <li>・運動会後の10月11月、学年末に近い2月3月はいじめが起りやすく、授業の合間や給食、掃除時間の前後の見守りを強化することで、安心安全な学校作りを推進します。</li> </ul>
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年3回アンケートを受けて、また随時、担任は児童一人ひとりと個別面談を行います。</li> <li>・各学級には複数の教員が日常的に関わることで、困りごと等相談しやすい窓口を増やすことに繋げ、また児童一人ひとりの変容には早期に気づけるようにしていきます。</li> <li>・問題発生時には教育相談担当と情報共有し、スクールカウンセラー等専門家とも連携することで、問題の早期解決をめざします。</li> <li>・おおつっこ相談等、関係機関や相談窓口を積極的に紹介し、いじめ問題の早期解決に向けた環境整備に努めます。</li> </ul>
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題発生時には、早期に担任が家庭連絡し、状況説明や指導方針の説明をしていきます。</li> <li>・問題解決後も見守り、定期的に家庭連絡をし、その後の情報交換をしたり、保護者からの要望を受けたりしていきます。</li> </ul>

f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマホ所持については保護者管理の確認書を提出してもらい、持参の場合、学習時は職員室管理としていきます。</li> <li>・スマホ使用について問題があれば、迅速に保護者連絡、情報交換をし、連携して問題解決にあたります。</li> <li>・高学年においては、親子で学ぶネット等情報教育の機会を作り、トラブルの防止に努めます。</li> </ul>
---	-----------------------	---

## (2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時の対策会については、迅速かつ弾力的に開き、チーム石山として組織対応をめざします。</li> <li>・複数教員が得た情報は対策委員会において集約、共有、記録し、問題解決ための指導に活かします。</li> </ul>
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会では、兄弟関係の情報、学年を越えた情報を共有することで、児童理解を深めます。</li> <li>・校種を越えた保幼小中連携に努め、必要な情報を交換すると共に、職員の交流しやすい環境を整えます。</li> </ul>

## (3) 学校独自の取組

取組目標
児童理解を進めるために生活アンケートを活用していきます。それを受け、担任が個別面談を実施し、児童一人ひとりの思いを聞きます。得た情報は学級経営に活かせるよう、研修していきます。

### ③ いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた（もしくは受けたと疑いのある）児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っています。その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

#### (1) いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめ対策委員会は、担任一人が問題を抱えることのないよう、チーム石山として管理職を含めた組織で対応していきます。</li><li>・児童の聞き取りや指導は基本複数対応し、児童が安心できる場作りをめざします。</li><li>・事情が複雑な場合、怪我を伴う場合は家庭訪問を行い、直接保護者に会って連絡をとります。この場合も担任を含めた複数対応を心がけます。</li><li>・いじめ事案については、解決後も継続的に見守り、再発防止に努めます。</li></ul>
b	いじめ事案の解決に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・問題を俯瞰的に捉え、解決に向けた見通しを持ちながら、組織対応を進めます。</li><li>・児童の聞き取り、指導に関しては、児童の状況や心情を十分に配慮した上で行なっていきます。</li><li>・必要に応じて、保護者に状況説明等の連絡を入れ、共に見守れる体制を作っていく。</li></ul>
c	ネット上のいじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・小学生の時期のスマホやネットに係る事案は保護者管理が必須であり、保護者への協力、連携を求め、対応を進めていきます。</li><li>・関係児童の心情に配慮した聞き取りや事実確認をすると共に、関係機関とも連携した適切な指導に努めます。</li><li>・児童や保護者には再発防止に向け、必要な情報教育を、同時に進めています。</li></ul>
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・重大ないじめ事案への対応は、アンケート調査をその一つと考えます。実施内容、詳細等については、保護者の意向を踏まえると共に、対策委員会で熟考した上で実施していきます。</li><li>・進め方や結果の扱いについては、学校のみの判断とせず、関係機関やスクールカウンセラーと連携した上で判断していきます。</li></ul>

e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	問題発生時には早期に学校側から保護者に連絡を入れ、状況説明や指導方針の説明をしていきます。問題解決後も見守り、定期的に家庭連絡し、その後の情報交換をしたり、保護者からの要望を受けたりします。
---	-----------------------	---

### (3) 学校独自の取組

取組目標
・いじめ事案が生じた場合は、被害者・加害者のみの対応に安易に陥ることなく、子どもの気持ちを十分に聞き、関係性の立て直しに向けて、周囲の子どもを含めた支援に取組ます。

## 2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会（個々のいじめ事案の対応等を協議）」と「拡大いじめ対策委員会（学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価等を協議）」を常設します。

その役割等については、以下の通りとします。

### ① 役割

- (ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- (イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- (ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- (エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- (オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- (カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者と連携等の対応を行う
- (キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- (ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- (ケ) PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

## ② 構成員

「いじめ対策委員会」の構成員は、管理職、教務主任、いじめ対策担当教員・生徒指導協同推進教員、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任、該当学年担任、とします。

なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加します。

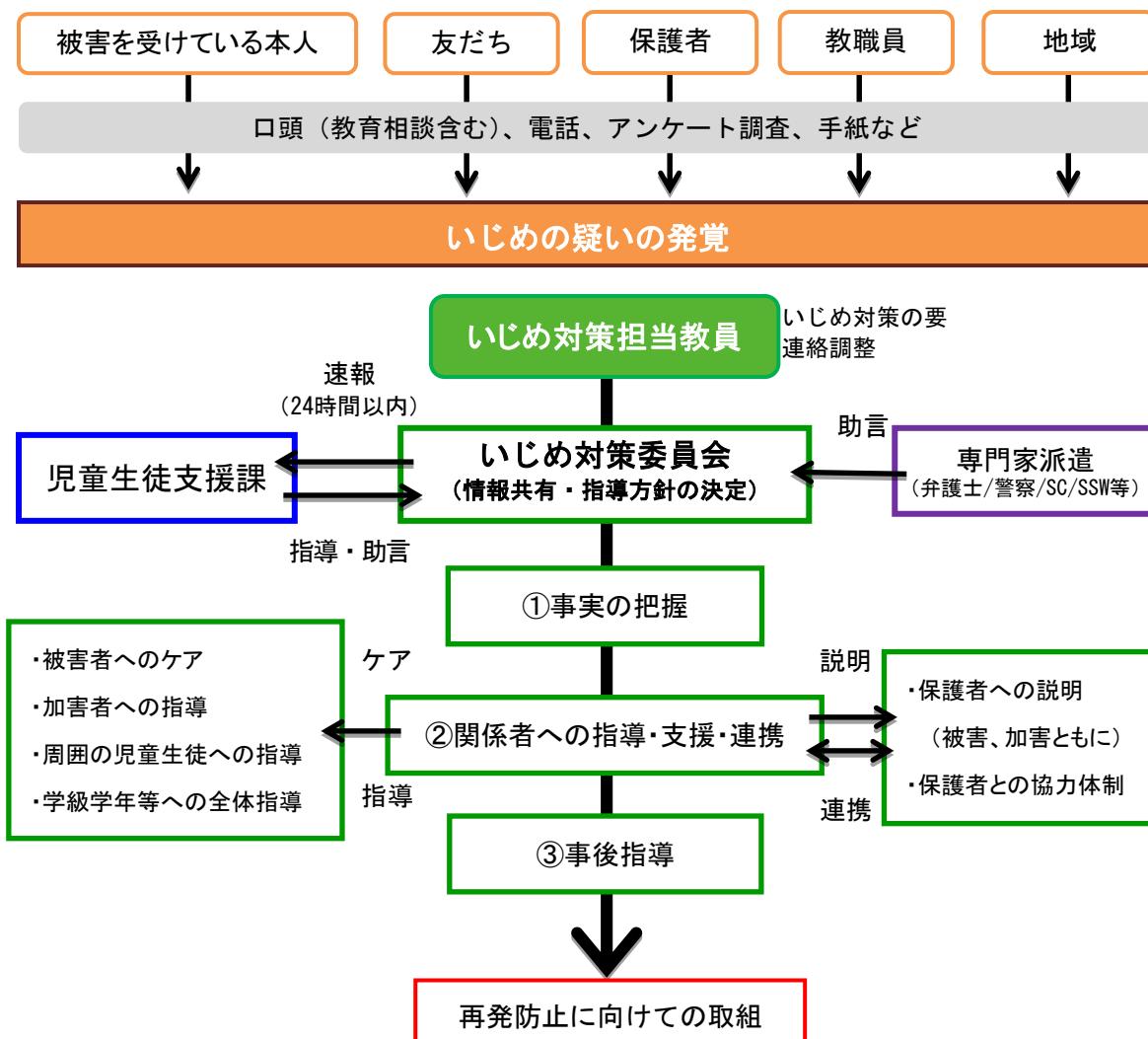
また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加を得ます。

「拡大いじめ対策委員会」の構成員は、管理職、教務主任、いじめ対策担当教員、生徒指導協同推進教員等の学校教職員の他、自治連合会会長、PTA会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。※学校協力者会議と兼ねて実施します。

## ③ 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実証に当たっては、生徒指導連絡会、生徒指導・教育相談部会、特別活動部会、道徳部会、人権教育部会と役割分担し、連携して取り組みます。

## ④ いじめ事案対応フロー図



### 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### ① 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

#### ② 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者にわかりやすく説明します。

### 4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	職員会議《児童理解・組織体制づくり》(①・②・③) いじめ防止啓発キャラクターをいかした取組 (①) 石山小「6つのやくそく」に関わる生活月目標に取組 (①) 個別対応のカルテ作成 (①) 家庭訪問 (②)	
5	家庭訪問 (②) たてわり活動 (①)	
6 ふれあい 強化月間	いじめ防止啓発月間 (①・④) あいさつ運動のぼり (児童運営委員) (①) 生活アンケートの実施 (②・③) 学校協力者会議 (④) たてわり活動 (①)	アンケートの結果は学級懇談会等において説明
7	地域懇談会 (④) 民生委員・児童委員懇談会 (④) 学級懇談会 (④)	
8	子どもを語る会 (①)	全校の児童について知るための研修

9	いじめ防止啓発キャラクターをいかした取組（①） たてわり活動（①）	児童会を主体とした取組
10 ふれあい 強化月間	いじめ防止啓発月間（①・④） あいさつ運動のぼり（児童運営委員）（①） 生活アンケートの実施（②・③） 教育相談（②・③） 保護者懇談会（②・④） たてわり活動（①）	アンケートの結果は個別懇談会等、保護者との連携に活かす。
11	命に関わる道徳授業の実施（①） たてわり活動（①）	
12	人権週間に関わる取組（①・④）	
1 ふれあい 強化月間	人権教育に関わる研修（①・④） たてわり活動（①）	
2 ふれあい 強化月間	いじめ防止啓発月間（①・④） あいさつ運動のぼり（児童運営委員） 教育相談（②・③） 生活アンケートの実施（②・③） 学級懇談会（④） たてわり活動（①）	アンケートを受けた個別面談
3	たてわり活動（①）	
年間を通じて	朝のあいさつ運動、くつ箱チェック（①・②） いじめ対策委員会（①・②・③） 生徒指導連絡会（①・②・③）	

※いじめの未然防止に関すること・・・①

いじめの早期発見に関すること・・・②

いじめの早期対応に関すること・・・③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関するこ・・・④

## 5 わが校のストップいじめアクションプラン

# 石山小 ストップいじめアクションプラン

～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～

大津市立石山小学校

## いじめをしない、させない、見逃さない学校

### 子どものアクション

#### ○明るく楽しい学校に！

「石山小6つのやくそく」の約束の提唱

- ・あいさつをきちんとしよう
- ・人の話をしっかり聞こう
- ・たたいたりけつたりしない
- ・きまりを守ろう
- ・人の喜ぶことをしよう
- ・時間を守ろう

#### ○児童会活動による運動

- ・思いやりの心を育てる「あいさつ運動・ふわふわ言葉集め」ゆるキャラの活用。(生活目標、表彰での啓発等)
- ・代表委員会での困りごと解決。
- ・たてわり班活動での人間関係づくり。

### 家庭や地域とのアクション

- ・学校協力者会議、学区民会議、地域の会議等で、いじめに関する学校での取組に関して報告、協議。

- ・保護者や地域の方に、いじめに関する学校での取組、その実施状況・結果の説明・発信。

- ・全家庭への学校生活についてのアンケートの実施。

### 教職員のアクション

#### ○いじめ問題に対する職員の意識改革

- ・全職員は「いじめを絶対に許さない。いじめられている人を守り通す」基本方針の共通理解、実行。
- ・いじめ問題に対する意識や実践・対応力を高めるための研修会を行う。
- ・いじめを見逃さないために、職員の意識調査の実施。助言や指導を受け、意識を高める。

#### ○児童理解に努める

- ・教職員は普段の授業時間・休み時間・給食時等、子どもたちとのふれあいに心がけ、信頼関係の構築に努める。
- ・ふれあい強化月間（6月・10月・2月）を設け、アンケート調査や個別の教育相談を実施。

#### ○積極的にいじめ問題に対応する

- ・毎週、対策・連絡会を開き、子どもたちの様子を確認。学校全体で子どもたちを見守る体制を構築。
- ・いじめの疑いがある事案に対しては、迅速に対策会を開き、組織対応していく。
- ・各情報は校長をリーダーとして教職員が共通理解し、いじめを許さない毅然とした対応をとる。
- ・異年齢による集団活動や学校行事を充実させ、人間関係形成力の育成に努める。

### 石山小学校の現状

- ・子どもたちは簡単な言葉で会話する傾向があり、言葉で自分の思いを十分に伝えきれない場合が多い。
- ・仲良くなると、叩いて逃げる等鬼ごっこ的な行動がよく見られ、いじめにつながる危険性がある。
- ・子どもたちのいじめに対する認識力を高め、より良い行動について考えていく学びの場が必要である。
- ・教職員のいじめに対する意識を高め、子どもたちからのサインをキャッチする感受性を磨く必要がある。